

ビレッジ開発 営業部の ニコニコ相続通信



①相続税は不動産で減らせる！ 2015年1月 コラム第1号

今年1月より、相続税制の以下の4点が改正されます。これから、ビレッジ開発営業部の3名で、「ニコニコ相続通信」①相続税は不動産で減らせる！と題して、不動産による相続節税ケースを扱います。第1回目のコラムは、相続税の改正点の概要です。

改正1 遺産に係る基礎控除	改正2 相続税の税率構造
改正3 税額控除	改正4 小規模宅地の特例

【 改正1 遺産に係る基礎控除 】

相続税基礎控除額が6割に縮小されます。

【改正前】	【改正後】
5千万円+1千万円×法定相続人	3千万円+600万円×法定相続人

【 改正2 相続税の税率構造 】

相続税の税率、特に最高税率が上がります。

各法定相続人の取得金額	【改正前】税率	【改正後】税率
1億円以下	10%～30%	10～30%
3億円以下	40%	40～45%
3億円超	50%	50%
6億円超	50%	55%

【 改正3 税額控除 】

未成年者控除等の控除額が引き上げられます。

	【改正前】	【改正後】
未成年者控除	20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき10万円
障害者控除	85歳までの1年につき6万円	85歳までの1年につき10万円

【 改正4 小規模宅地の特例 】

居住用の宅地（特定居住用宅地等）の限度面積が拡大されます。

【改正前】限度面積 240 m ² (減額割合 80%)	→	【改正後】限度面積 330 m ² (減額割合 80%)
---	---	---

居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。

【改正前】 特定居住用宅地等 240 m ² 特定事業用等宅地等 400 m ² 合計 400 m ² まで適用可能	→	【改正後】 特定居住用宅地等 330 m ² 特定事業用等宅地等 400 m ² 合計 730 m ² まで適用可能 (貸付事業用宅地等について特例の適用を受けない場合に限りません。)
---	---	--

こちらの改正4に関しては、不動産とのかかわりが大きいので、次回で事例を用いて詳しく解説させていただきます。是非楽しみに！

不動産を使った相続税の節税について興味のある方は、下記連絡先に気軽にお問い合わせ下さい。個別相談は、随時無料で承っております。

※ お名前をご記入下さい。なお、ご相談のある方、その他、意見・質問等、折り返しご連絡させていただきますので、ご希望の連絡先・連絡方法もご記入下さい。携帯メールでも結構です。

お名前	
ご連絡先	(住所、電話、メール、ファックス等 折り返し連絡ご希望のもの)
ご相談概要	

ご記入いただきました個人情報につきましては、(株)ビレッジ開発及びグループ会社の各種情報提供、サービス等のご案内にのみ利用させていただきます。

株式会社ビレッジ開発 営業部 行

担当 下村 太郎 : 高松 浩 : 西 徹

※ F A X される場合はご記入のうえ、このまま裏面を送信下さい。

メール eigyou@village-kaihatu.jp

ファックス 0566-77-4059